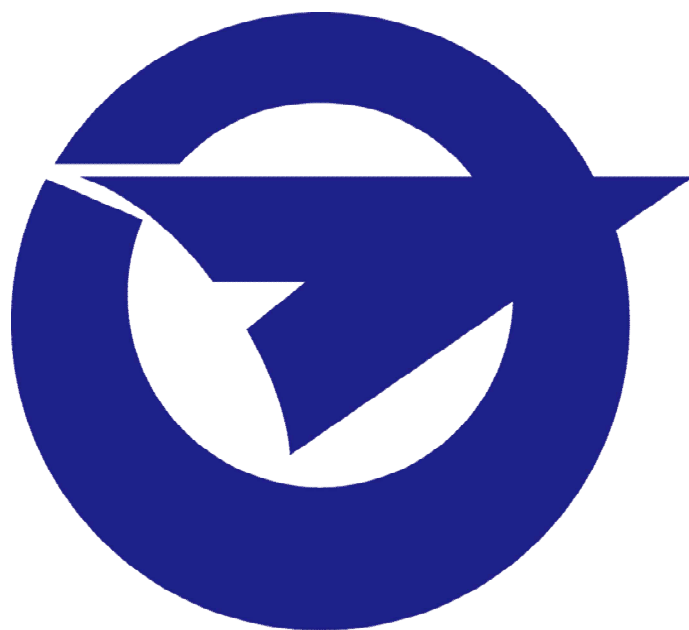


大崎町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度



鹿児島県大崎町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	大崎町の概況	1
ア	位置	1
イ	面積と地勢	1
ウ	歴史	1
エ	大崎町の特徴	1
(2)	大崎町の過疎の状況	3
ア	人口等の動向	3
イ	これまでの対策	3
ウ	現在の課題と今後の見通し	3
エ	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した大崎町社会経済的発展の方向の概要	4
(3)	人口及び産業の推移と動向	4
(4)	大崎町行財政の状況	8
(5)	地域の持続的発展の基本方針	10
ア	当該総合計画の基本理念	10
イ	2030年の大崎町の姿	10
(6)	地域の持続的発展のための基本目標	11
ア	人口に関する目標	11
イ	財政力に関する目標	11
(7)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
ア	評価時期	11
イ	評価手法	11
(8)	計画期間	11
(9)	公共施設等総合管理計画との整合	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現状と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	計画	14
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	15

3	産業の振興	
(1)	現状と問題点	16
(2)	その対策	16
(3)	計画	17
(4)	産業振興促進事項	19
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種	19
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	19
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	19
4	地域における情報化	
(1)	現状と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	21
5	交通施設の整備, 交通手段の確保	
(1)	現状と問題点	22
ア	国・県道	22
イ	町道	22
ウ	交通機関	22
(2)	その対策	23
ア	国・県道	23
イ	町道	23
ウ	交通機関	23
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	25
6	生活環境の整備	
(1)	現状と問題点	26
ア	水道	26
イ	下水道	26
ウ	廃棄物処理施設	26
エ	消防施設	27
オ	公営住宅	27
カ	その他	28

(2) その対策	29
ア 水道	29
イ 下水道	29
ウ 廃棄物処理施設	30
エ 消防施設	30
オ 公営住宅	30
カ その他	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
7 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現状と問題点	34
ア 高齢者福祉	34
イ 児童福祉	34
ウ 母子, 父子及び寡婦福祉	34
エ 障害者福祉	35
(2) その対策	35
ア 高齢者福祉	35
イ 児童福祉	35
ウ 母子, 父子及び寡婦福祉	36
エ 障害者福祉	36
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
8 医療の確保	
(1) 現状と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
9 教育の振興	
(1) 現状と問題点	40
ア 学校教育	40
イ 生涯学習社会における社会教育	40
(2) その対策	42
ア 学校教育	42

イ 生涯学習社会における社会教育	43
(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等の整合	45
10 集落の整備	
(1) 現状と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等の整合	47
11 地域文化の振興等	
(1) 現状と問題点	48
ア 芸術文化	48
イ 文化財	48
(2) その対策	48
ア 芸術文化	48
イ 文化財	49
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現状と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現状と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
(添付) 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	53

1 基本的な事項

(1) 大崎町の概況

ア 位置

大崎町は鹿児島県の東南部、大隅半島の東側に位置し、東部は志布志市、西部は鹿屋市、南部は東串良町、北部は鹿屋市、曾於市に接しています。

イ 面積と地勢

大崎町の間積は、100.67 km²であり、東西方向に約8 km、南北方向に約18 kmと南北に細長く、町の中央部を100 mの等高線が通り、標高150 mから200 mの丘陵地帯である北部から、南部の志布志湾岸に向かつてゆるやかな勾配をなしています。町の北部には山林、原野が多く、中間の台地は畑地、南部は志布志湾に注ぐ菱田川、田原川、持留川の3つの河川沿いに水田地帯が広がっています。

ウ 歴史

大崎町は温暖な気候に加え、南部が志布志湾に面していることから、古代から海洋交流が盛んで、縄文時代には集落が形成され、古墳時代になると多くの古墳が築造されています。なかでも、古墳時代中期（5世紀半ば）に築造されたとされる大型前方後円墳「横瀬古墳」は、鹿児島県内で2番目の規模となっており、その時代の隆盛ぶりが想像されます。

大崎町を含む地域は、古くは救仁（くに）と呼ばれていました。室町時代後期ようやく「大崎」という地名が記録上に現れますが、これは肝付氏により大崎城が築城されたことによるものです。その後、大崎城をめぐる肝付氏と島津氏による戦いが繰り広げられ、勝利した島津氏により大崎郷が馬場、城内を中心に創設され、1889年（明治22年）の町村制実施時に大崎郷内の10村が合併し、大崎村が成立しました。その後、1936年（昭和11年）の町制施行、1955年（昭和30年）の野方村との合併を経て、現在の大崎町の姿となっています。

エ 大崎町の主な特性

① 自然

志布志湾に面した約7 kmの海岸線一帯は日南海岸国定公園に指定され、「日本の白砂青松100選」にも選定されています。特に「くにの松原」内は、キャンプ場、プール、クロスカントリーコースが整備されており、レジャーやトレーニングを目的に多くの人々が訪れています。また、山間部には、「四季の森」や「いこいの森」も観光地として整備されており、眼下には志布志湾を一望することができます。

② リサイクル

大崎町は、多くの住民の理解と協力のもと、徹底した資源ごみの分別収集に取り組んでおり、12年連続日本一（2006年度（平成18年度）～2017年度（平成29年度））という快挙を成し遂げています。この実績から、これまで多くの環境活動に関する表彰を受け、2018年（平成30年）には、SDGsの達成に向けて取り組む先進的な自治体を表彰するジャパンSDGsアワードにおいて副本部長賞（内閣官房長官賞）を受賞し、翌年にはSDGs未来都市に選定されました。

③ スポーツ

大崎町は以前より、「くにの松原」内に整備されているビーチスポーツ専用競技場でビーチスポーツ大会が開催され、全国各地より大勢の人々が参加しており、2023年（令和5年）開催予定の「特別国民体育大会（かごしま国体）」のビーチバレーボール大会会場に選定されています。

町内ではスポーツ少年団や学校の部活動が盛んで、特に野球では、これまで6名（2021年4月現在）のプロ野球選手を輩出しています。

また、近年は陸上競技のトップアスリートにも対応可能なトレーニング施設「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」や「くにの松原」内に整備されたクロスカンントリーコースなど、陸上競技の練習を目的に国内外のトップアスリートを含む多くの陸上競技者が合宿に訪れています。

④ 産業

大崎町は豊かな自然を背景とした農業が基幹産業として営まれています。鹿児島が全国に誇るブランド牛「鹿児島黒牛」、鹿児島の代名詞ともなっている「かごしま黒豚」の生産はもとより、ブロイラーの生産も盛んです。加えて、広大な畑地を活用した露地野菜、ハウスで栽培される熱帯果樹や豊かな水を生かした養殖うなぎも全国有数の生産量となっており、これらの農畜産物・水産物等を加工する製造業も日本トップクラスの生産量を誇ります。

⑤ 立地・交通

大崎町は大隅半島の東側に位置し、南部は東九州自動車道と大隅半島の主要幹線である国道220号、北部は東九州自動車道と国道269号が東西に横断しており、大隅半島の物流の交流点となっています。さらに、国際バルク戦略港湾※である志布志港にも近く、物流の面において恵まれた環境にあります。一方で、鉄道は1987年（昭和62年）の国鉄廃止以降、運行されておらず、公共交通手段は路線バスのみとなっており、特に鹿児島の空の玄関口、鹿児島空港からの移動手段が空港連絡バスに限られている状況にあります。

※国際バルク戦略港湾

国内における「ばら積み貨物」の輸入拠点として、大型船にも対応できる港湾として国に指定された輸入拠点港湾

(2) 大崎町の過疎の状況

ア 人口等の動向

本町の人口は、昭和30年の24,760人をピークに、減少の一途をたどり、昭和55年から昭和60年の一時期、わずかながらも増加の兆しがあったが、全体としては、年々下降線をたどってきています。

平成27年の国勢調査人口は13,241人で、昭和30年のピーク時の人口と比較すると、この60年間に11,521人(年平均192人)が減少し、過疎地域指定要件の基準となる昭和50年の人口と対比しても24.8%の減少を示しています。

本町の過疎傾向は昭和40年代の高度経済成長を背景に急激に進行したが、若年労働者の流出が本町の産業発展を妨げ、地域社会の機能低下を招き、年齢構造の高齢化を誘発しました。このことは、現在でも本町の社会経済基盤に大きな影響を及ぼしています。

平成以降も人口減少が続いており、現在の全国的な少子化から推測すると、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

イ これまでの対策

本町が過疎対策として、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき、これまで実施した事業としては、町道、農道、集落道、林道、ほ場整備、用排水施設、かんがい施設、消防車両、消防施設、防災行政無線、都市下水道、上水道配水施設、下水道施設、河川改修、校舎等学校施設、くいの松原、保育所、公民館、運動場などの公共施設の整備があり、この間、生産基盤や生活基盤等の施設整備が格段に進み、本町の居住条件は著しく改善され、住民の生活水準の向上に寄与しています。

ウ 現在の課題と今後の見通し

昭和30年代に始まった大幅な人口減少も、わが国の経済発展の方向が安定成長へ移行した昭和50年代に入ってようやく緩和しはじめ、昭和55年から昭和60年にかけては、わずかではあるが増加に転じました。

しかし、それ以降再び人口は減少傾向にあります。このように、長期にわたる人口の減少は、地域社会の活力低下の要因となるばかりでなく、後継者不足を招くとともに人口の高齢化に一層の拍車をかけ、行財政や地域社会の活性化に深刻な影響を及ぼしています。

また、住民の生活水準はかなり向上しているものの、依然として所得水準は低位にあり、都市部との格差は縮まらない状況にあります。

このような中で、未婚化や晩婚化、育児の経済的・精神的負担感の増大等により少子化が進行し、また、若者の定住を促進するような職場も限られている状況下では、人口減少を食い止め、さらに増加させることはなかなか困難なことであります。

そこで、地域における新たな人間形成の場、または地域住民自らが地域のまちづくりに自主的に取り組む場として、地域のコミュニティづくりの促進に活性化の新たな方向を見だし、「大崎に住んでよかった」と思われるまちづくりへと発展させなければなりません。

そのためにも、社会経済情勢の変化と住民のニーズに即応した斬新な視点と発想のもとに、本町の持つ豊かな地域資源や優位性を有効に活用した地域自立促進施策を強力に展開していく必要があります。

エ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した大崎町の社会経済的発展の方向の概要

広大な大地を背景とした基幹産業の農業は、近年、土地の集約化や大型機械の導入、生産技術の向上により大幅に生産量が増加し、生鮮品としてはもちろんのこと、町内の製造工場によって加工された後、全国各地に出荷され、それらの収益が外部からの収入として大崎町の経済を支えています。加えて、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の供用開始以降、スポーツ合宿者は飛躍的に増加しており、地域外からの収入は増加しつつあります。

一方で、産業活動を支える人材は減少していますが、新型コロナの感染拡大に伴い、都市部の多くの企業でテレワークの導入が進み、地方に本社移転する企業も現れるなど、新技術や働き方改革の導入が進んでおり、加えて都市部の若者の田園回帰の思考の高まりによる地方移住も増加しつつあることから、大崎町においても、若者の就職先の新たな選択肢として「新しいしごと」の導入を進める必要があります。

(3) 人口及び産業の推移と動向

大崎町の人口は、1955年（昭和30年）以降、減少の一途をたどり、2020年（令和2年）人口は、12,385人となっています。また、高齢化率は39.38%と、上昇が続き、さらに世帯構成別にみると、2015年（平成27年）国勢調査時において2.18人であった1世帯あたり人員が2020年（令和2年）は2.10人と、1世帯あたり人員も縮小しており、特に2015年（平成27年）に25.47%であった高齢者の単身世帯が2020年（令和2年）においては27.27%となっています。合計特殊出生率においては、1.88%となっており、全国の1.43%、鹿児島県の1.68%と比較すると高い状況にありますが、人口ビジョンで目標とする2040年（令和22年）合計特殊出生率2.10には届いておらず、さらに、出生数も年々、減少しています。

また、産業の推移を就業人口総数でみると、昭和35年の12,084人をピークに年々減少し、平成27年には6,572人となっており、その構成比率は第一次産業が28.0%、第二次産業が23.6%、第三次産業が48.4%となっています。これは、県と比較して第一次産業（県9.5%）及び第二次産業（県19.4%）が高く、第三次産業（県71.1%）が低い状況になっています。

一方、平成28年度の一人当たりの市町村民所得額は、2,522千円で県平均の2,414千円を上回っています。

このような産業の状況は、基幹産業である農業や農畜水産物を活かした食関連企業の立地に

よるところですが、第一次産業から第三次産業を通じては、消費者ニーズの変化や産地間競争の激化、従事者の高齢化や後継者不足など取り巻く環境が大きく変化し、事業所数・従業者数は減少傾向で、地域経済の活力の低下が懸念されているところです。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数		実数		実数		実数		実数	
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	23,922	-	17,608	△5.7	16,828	△4.9	15,303	△4.5	13,241	△13.4
0~14 歳	9,388	-	4,196	△22.7	3,302	△11.4	2,021	△16.8	1,514	△25.1
15~64 歳	13,100	-	11,295	△0.9	10,679	△6.1	8,759	△7.2	6,964	△20.5
うち 15~ 29 歳 (a)	5,049	-	3,175	△1.0	2,197	△16.6	1,951	△7.7	1,354	△30.6
65 歳以上 (b)	1,434	-	2,117	14.3	2,847	9.9	4,523	8.9	4,761	5.3
(a) / 総数 若年者比率	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
	21.1		18.0		13.1		12.7		10.2	
(a) / 総数 高齢者比率	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
	6.0		12.0		16.9		29.6		36.0	

※人口総数は、年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計とは一致しない。(平成 27 年)

・産業別就業人口の推移

(単位：人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業人口	8,426	8,104	7,790	7,040	6,572
第 1 次産業	2,888	2,432	2,304	2,104	1,838
就業人口比率	34.3%	30.0%	29.6%	29.9%	28.0%
第 2 次産業	2,269	2,210	1,964	1,646	1,550
就業人口比率	26.9%	27.3%	25.2%	23.4%	23.6%
第 3 次産業	3,269	3,462	3,522	3,290	3,184
就業人口比率	38.8%	42.7%	45.2%	46.7%	48.4%

資料：国勢調査

・農家戸数の推移

(単位：戸)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯数	6,511	6,514	6,814	6,985	6,888
総農家戸数	2,433	2,185	2,075	1,776	1,413
構成比	37.37%	33.54%	30.45%	25.43%	20.51%
専業農家数	963	777	781	698	601

資料：農林業センサス

・林業経営体の推移

(単位：戸)

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
林業経営体数	65	51	26

資料：農林業センサス

・海面漁獲物等販売金額・経営体数の推移

(単位：万円・経営体)

区 分	海面漁獲物等販売金額	経営体
平成 20 年	76,300	10
平成 25 年	31,050	10

資料：漁業センサス

・事業所数等の推移（商業）

区 分	事業所数	従業者数	年間販売額
平成 19 年	199	765 人	10,426 百万円
平成 26 年	133	518 人	16,028 百万円
増減	△66	△247 人	5,602 百万円

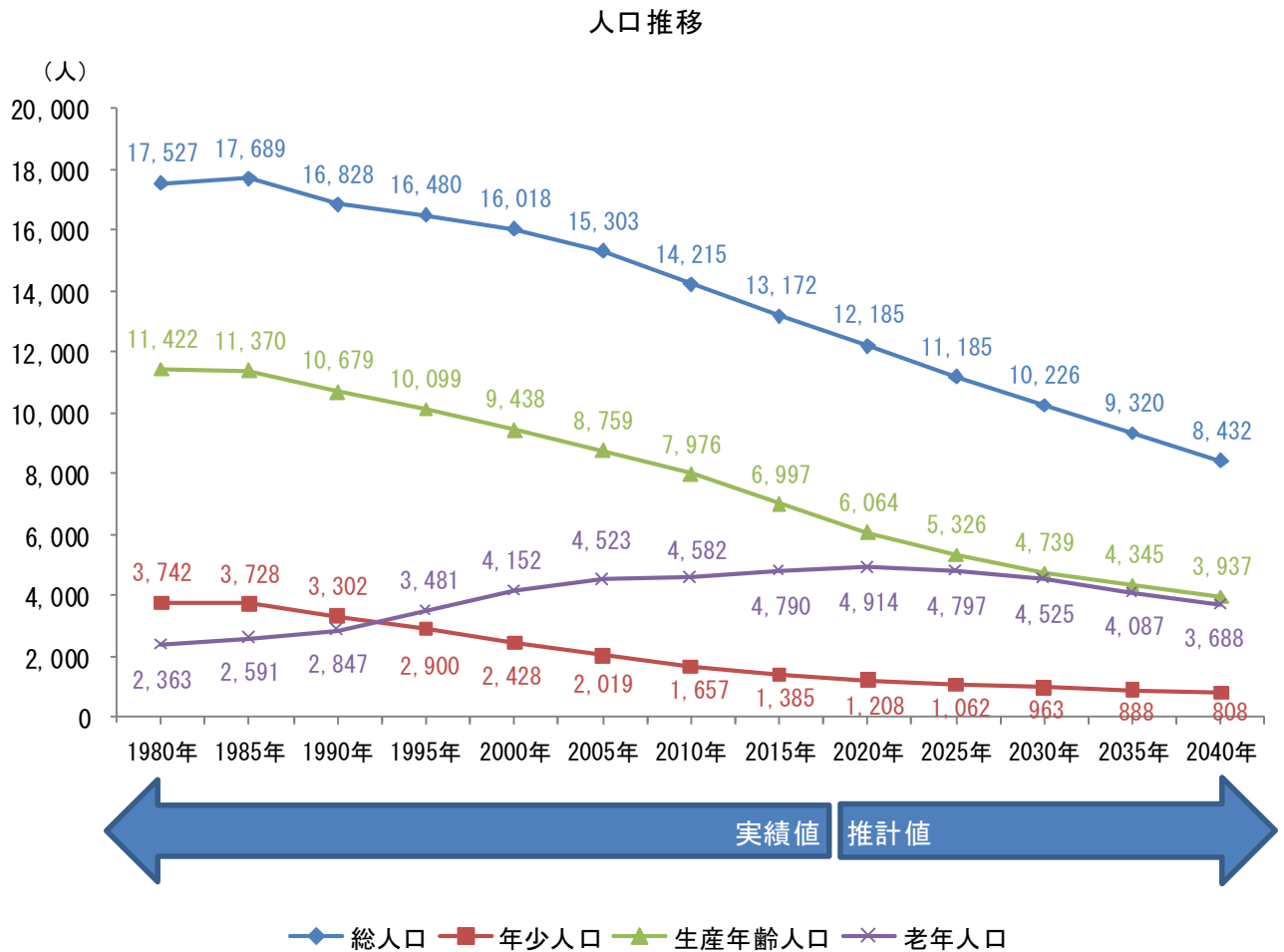
資料：平成 19 年度商業統計調査及び平成 26 年経済センサス－基礎調査

・事業所数等の推移（工業）

区 分	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成 22 年	40	1,032 人	25,954 百万円
平成 28 年	55	1,307 人	29,808 百万円
増減	15	275 人	3,854 百万円

資料：平成 22 年工業統計調査及び平成 28 年経済センサスー活動調査

表 1-1 (2) 人口の見通し



(4) 大崎町の行財政の状況

近年の市町村を取り巻く情勢は、住民の日常社会における生活圏の広域化や、少子・高齢化の進行、大規模災害など環境が大きく変化してきており、地域住民の行政に対するニーズは高まり、市町村の行政需要も年々量的に増大するとともに複雑多岐にわたっています。

これらの諸課題に適切に対応し、住民に身近な自治体として、将来にわたって良質な行政サービスを安定的に供給し、住民の期待に応えていくためには、引き続き地方分権と行財政基盤の強化が不可欠であると考えられることから、今後も十分な行政サービスを提供できる体制づくりを更に推進します。

国は、財政状況における基本方針として、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、デジタル改革・グリーン社会の実現や、防災・減災、国土強靱化の推進、少子高齢化対策や働き方改革など、経済・財政一体となった改革を推進することとしています。

本町の財政運営も、国の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進し、国の取組と基調を合わせ取り組んでいきます。さらに、人口減少や高齢化の進行により、公共施設等の利用低下が見込まれることから、今後は公共施設等のあり方について、長期的な視点を持って、施設の統合や廃止、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担の軽減・平準化を図ります。

こうした状況を踏まえ、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、簡素で効率的な行政システムの構築や徹底した行政改革を推進するとともに、効率的で持続可能な財政運営を図ることが急務となっています。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	6,588,173	7,165,558	10,557,918
一般財源	4,301,572	4,162,486	4,409,263
国庫支出金	567,978	750,296	936,571
都道府県支出金	597,035	594,871	787,025
地方債	680,774	1,072,276	389,746
うち過疎債	314,200	299,700	241,700
その他	440,814	585,629	4,038,313
歳出総額 B	6,205,493	6,895,435	10,120,636
義務的経費	3,014,986	3,188,341	3,591,484
投資的経費	815,639	1,484,381	1,121,954
うち普通建設事業	799,204	1,475,027	1,065,680
その他	1,972,424	1,666,026	2,299,675
過疎対策事業費	402,444	556,687	2,041,843
歳入歳出差引額 C(A-B)	382,680	270,123	437,282

翌年度へ繰越すべき財源 D	21,435	2,696	35,121
実質収支 C-D	361,245	267,427	402,161
財政力指数	0.32	0.30	0.36
公債費負担比率	17.5	19.2	18.4
実質公債費比率	10.3	10.0	10.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	83.8	90.5	87.9
将来負担比率	73.4	39.4	—
地方債現在高	7,971,220	8,373,511	6,630,630

※上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	56.2	65.4	70.9	87.5	88.7
舗装率 (%)	71.1	91.7	94.2	99.3	99.9
農道					
延長 (m)	—	—	—	490,621	490,621
耕地 1 ha 当り農道延長 (m)	90	83.9	108.9	—	—
林道					
延長 (m)				11,715	11,724
林野 1 ha 当り林道延長 (m)	1.3	1.7	3.2	—	3.5
水道普及率 (%)	90.9	97.3	97.5	98.8	99.2
水洗化率 (%)	—	18.4	21.7	48.5	87.3
人口千人当り病院、診療所の病床数 (床)	4	3	3.1	2.5	2.9

(5) 地域の持続的発展の基本方針

本町は令和3年度に、「第3次大崎町総合計画」(令和3年度～令和11年度)を策定しました。今般策定する過疎地域持続的発展計画は当該総合計画の実施計画として着実に実施していくものとします。

ア 当該総合計画の基本理念

「美しいふるさと大崎町を持続可能なまちとして、次の世代に引き継ぐ」ことを目的に、2019年(平成31年)3月に大崎町が持続可能なまちづくりを進めるための指針として「大崎町持続可能なまちづくり条例」が施行されました。この条例は、大崎町が持続可能であり続けるための基本理念を示していることから、「2030年の大崎町の姿」を達成するための指針である第3次大崎町総合計画においても基本理念とします。持続可能なまちづくり条例第3条で示された基本理念は以下の3つです。

- ① 社会、環境、経済等に配慮し、持続可能なまちづくりに自らが取り組もうとする人を育むこと。
- ② 美しい自然を守り、育みながら発展する、持続可能なまちの基盤をつくりあげていくこと。
- ③ 多様性を認めながら、互いに認め合い、支え合う、結いの精神に基づいた地域社会の仕組みをつくりあげていくこと。

この基本理念のもと、「2030年の大崎町の姿」の実現に向けて取り組む重点目標については、その方向性をしっかりと意識するため、以下の3つの循環をコンセプトとして策定します。

- ① 世代をこえた循環・・・後世の人々やそこでの暮らしを想い、次世代のために育てられた「くのにの松原」のように、先人が守り、受け継いできた自然や文化を後世に引き継ぐ。
- ② 資源の循環・・・資源が限りあるものであることを認識し、繰り返し大切に使用する。
- ③ 経済の循環・・・地域が生み出した富を、地域全体で享受し、次の成長につなげる。

イ 2030年の大崎町の姿

持続可能なまちづくり条例では、「美しいふるさと大崎町を持続可能なまちとして、次の世代に引き継ぐ」ことを設置の目的としていますが、劇的に社会全体が変化する中で「美しいふるさと 大崎町」を次の世代に引き継ぐためには、基本理念を踏まえ、明らかな将来像を描き、その実現に向けて取り組む必要があります。

さらに、SDGs 未来都市の趣旨を踏まえ、SDGs 達成に積極的に取り組むとともに、他地域への普及展開を進めていく必要があります。

このことを踏まえ、第3次大崎町総合計画において描く2030年(令和12年)の大崎町の姿を「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」とします。

(6) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

① 長期的展望

「第3次大崎町総合計画」において設定した2030年人口11,843人の達成のため、必要な施策を推進します。令和7年度の目標は本町の長期人口ビジョンに基づき12,267人とします。

② 合計特殊出生率

2020年の1.88から、2040年までに2.10まで上昇させるため、必要な施策を推進します。令和7年度の目標は1.88の維持とします。

イ 財政力に関する目標

成果指標	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
経常収支比率	87.9%	90.0%以下
地方債現在高	6,630,630千円	6,600,000千円
町税の徴収率	95.1%	96.0%

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価時期

事業終了後の翌年度に評価を実施します。

イ 評価手法

一部の事業において、総合戦略有識者会議等による外部評価を行い、その結果を公表します。このように本町の取組について客観性や透明性を持たせるため取り組んでいくほか、毎年度振り返りを行い事業の重点化を図っていき、効果的かつ効率的な行政運営を推進していきます。

また、今後も続く人口減少や少子高齢化を起因とした多くの施策課題に対応していくためにPDCAサイクルによる検証及び改善に引き続き努めていく必要があります。

(8) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(9) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画で、長寿命化の推進、既存施設の有効活用等を基本方針とする中で、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化等を行い、将来の財政負担を軽減・平準化するため、公共施設マネジメントに取り組んでいる。

本計画では大崎町公共施設等総合管理計画の考え方と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する過疎対策の推進を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

(1) 現状と問題点

過疎地域においては、少子高齢化の進行に加え、人口減少に拍車をかけるように進学、就職による若者の都市部への人口流出が続いています。大崎町においても同様に、10代後半や20代の若者を中心に人口が流出しており、人口構成を可視化した人口ピラミッドにおいても、若者の世代は極端に細くなるなど、将来を担う若者が少なくなっていることが分かります。

持続可能なまちとするためには、次代を担う若者が増加することが必要不可欠であり、若者が大崎町に引き続き住んでもらうための環境の整備が必要です。

一方で、多くのひとに大崎町に住んでもらうためには、まちそのものに「住んでみたい」「住み続けたい」と思ってもらえる魅力が必要であり、そのためには居住環境や買い物環境、人口減少を考慮した適正な社会インフラの整備など、日常生活の向上や、「まち」そのものに対する満足度の向上など、「まち」自体の価値を向上させる必要があります。

さらに、増加傾向にある外国人も地域産業の担い手としてだけでなく、地域の新たな担い手となりつつあることから、外国人にとっても住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりを進める必要があります。

(2) その対策

人口減少対策として、定住促進用地整備事業や定住住宅取得補助事業、定住促進空き家リフォーム促進事業、空き家バンク登録制度などを実施し、町外からの定住を促し、地域の活性化を図ります。

また大隅広域圏の一員として、広域観光案内パンフレット・広域観光ネットワーク調査などの諸事業を一体的に取り組む、既存の観光資源を有機的に結びつけ、さらなる交流拡大を図ることで本町の活性化を推進し、人材育成や広域的情報化の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
		定住促進用地整備事業	町	
		子育て支援定住促進住宅賃貸事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進空き家リフォーム促進事業補助金 【事業内容】 空き家利活用のための改修に対する補助 【必要性】 空き家の流動化を促進し、本町人口の増加と地域経済の活性化を図るために必要 【事業効果】 住環境の向上及び定住促進並びに地域経済活性化が図られる	個人	
		定住住宅取得補助金 【事業内容】 定住住宅を取得した方に対する補助 【必要性】 定住者の負担軽減と町内への定住を促すために必要 【事業効果】 定住促進が図られる	個人	
		定住促進賃貸住宅家賃補助金 【事業内容】 転入世帯及び新婚世帯に賃貸住宅の家賃の一部を補助 【必要性】 転入世帯及び新婚世帯の町内定着を促進し、定住人口の増加を図るために必要 【事業効果】 定住促進が図られる	個人	
		宅地流動化促進事業補助金 【事業内容】 活用不可能な空き家が存在することにより売買に支障が生じている宅地の空き家を除却し、新たに定住住宅を建設しようとする方へ除却費用の一部を補助 【必要性】 活用不可能な空き家の除却を促進するとともに、新たな住宅建設を促進させるために必要 【事業効果】 定住促進、地域の活性化が図られる	個人	
	人材育成	人材育成基金事業補助金（一般） 【事業内容】 研修等に参加する際に必要となる経費の一部を補助 【必要性】 個人及び団体の資質向上を図り、地域活性化のために必要 【事業効果】 次世代の担い手育成、地域活性化が図られる	個人	
		人材育成基金事業補助金（産業育成） 【事業内容】 産業基盤の強化を図るため、資格取得の際に必要な受講料等を補助 【必要性】 地域人材の育成を行い、地域経済の活性化のために必要 【事業効果】 次世代の担い手育成、地域経済の活性化が図られる	個人	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

広大な大地を背景とした基幹産業の農業は、近年、土地の集約化や大型機械の導入、生産技術の向上により大幅に生産量が増加し、生鮮品としてはもちろんのこと、町内の製造工場によって加工された後、全国各地に出荷され、それらの収益が外部からの収入として大崎町の経済を支えています。加えて、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の供用開始以降、スポーツ合宿者は飛躍的に増加しており、地域外からの収入は増加しつつあります。

一方で、産業活動を支える人材は減少していますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、都市部の多くの企業でテレワークの導入が進み、地方に本社移転する企業も現れるなど、新技術や働き方改革の導入が進んでおり、加えて都市部の若者の田園回帰の思考の高まりによる地方移住も増加しつつあることから、大崎町においても、若者の就職先の新たな選択肢として「新しいしごと」の導入を進める必要があります。

(2) その対策

法人化、大規模化が進む農業のさらなる成長を促すため、持続性の高い農業生産方式の導入、農地の集積化・集約化、基盤整備等を推進するとともに、農商工連携や耕畜連携等の異業種間連携、大隅加工技術研究センターの活用による6次産業化の取組みを支援するなど、農業を中心とした稼ぐ仕組みを構築し、併せて、次代の農業を担う新規就農者・農業後継者の確保に向けた支援策の拡大や、地域外からの人材確保につながる都市農村交流を推進します。畜産業においても、収益性の向上や就労環境の改善を図るとともに、家畜排せつ物の管理の適正化を推進します。さらに、地域内での経済循環を高めるため、地産地消を推進します。

今後、新技術の導入やSDGsの浸透による企業の経営方針の変化など、劇的に変化する産業に対応できるよう、企業版ふるさと納税制度等を活用し、地域外から地域の成長につながる資金を獲得するとともに、外部人材の活用や企業との連携を深めることで、知見や新技術の導入を図り、新しいしごとの創出による地域産業の成長を促進します。また、商工業に関する支援制度の情報発信を強化するとともに、さらなる地域経済の活性化につながる新規創業への取組を支援します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備				
		農業			
		県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型) 負担金 第四首於南部地区 A=1299.7ha	県		
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 西中沖地区 排水路 L=13,030m	県		
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 東中沖地区 排水路 L=8,040m	県		
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 上永吉地区 排水路 L=4,000m	県		
		農地中間管理機構関連農地整備事業 益丸地区	県		
		農地中間管理機構関連農地整備事業 有村下地区	県		
		農地中間管理機構関連農地整備事業 谷迫地区	県		
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 堂地地区 改良舗装 L=530m W=4.0m	町		
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 在郷地区 排水路 L=165m	町		
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 西迫地区 改良舗装 L=300m W=4.0m	町		
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 牧東地区 改良舗装 L=630m W=4.0m	町		
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 黒石地区 改良舗装 L=240m W=4.0m	町		
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 浜川原地区 排水路整備 L=17m	町		
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 八反田地区 排水路整備 L=5m	町		
		農地耕作条件改善事業 中尾地区 改良舗装 L=400m	町		
		農地耕作条件改善事業 神領池尻地区 排水路 L=400m	町		
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 A=924.04ha	活動組織		
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 A=706.83ha	活動組織		
農業後継者対策事業	町				
	(9) 観光又はレクリエーション				
		町営プール整備事業	町		
		くへの松原整備事業	町		
		くへの松原景観維持活動事業	シルバー人材センター		
		観光拠点施設整備事業	町		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	商工業・6次産業化	商工業支援対策事業補助金	【事業内容】 商工会事業や運営に係る経費の一部を補助 【必要性】 商工業振興及び商工会運営の活性化のために必要 【事業効果】 商工業事業者の経営改善、地域経済活性化が図られる	商工会	
		商工会イベント事業補助金	【事業内容】 商工会主催のイベントに係る経費の一部を補助	商工会	

	<p>【必要性】 地域住民のイベントによる地域及び商工事業者の活性化のために必要</p> <p>【事業効果】 地域経済活性化が図られる</p>		
	<p>空き店舗対策事業補助金</p> <p>【事業内容】 空き店舗を活用する商工事業者等に改修や家賃に係る経費の一部を補助</p> <p>【必要性】 空き店舗の利活用による、地域経済活性化のために必要</p> <p>【事業効果】 地域経済の活性化が図られる</p>	個人・法人等	
観光	<p>ふれあいフェスタ補助金</p> <p>【事業内容】 イベントに係る経費の一部を補助</p> <p>【必要性】 行政と民間が一体となって特色あるイベントを開催し、「おおさき」のPRと地域の活性化のために必要</p> <p>【事業効果】 交流人口の増加、地域経済の活性化が図られる</p>	実行委員会	
	<p>スポーツ合宿等奨励金</p> <p>【事業内容】 町内に宿泊するスポーツ合宿実施者に対し、経費の一部を補助</p> <p>【必要性】 スポーツ合宿等の誘致を通じて交流人口の拡大と地域活性化のために必要</p> <p>【事業効果】 交流人口の増加、地域経済の活性化が図られる</p>	個人・法人等	
	<p>大崎町陸上競技の聖地創り実行委員会補助金</p> <p>【事業内容】 町内に宿泊するスポーツ合宿実施者に対し、経費の一部を補助</p> <p>【必要性】 スポーツ合宿等の誘致を通じて交流人口の拡大と地域活性化のために必要</p> <p>【事業効果】 交流人口の増加、地域経済の活性化が図られる</p>	実行委員会	
その他	<p>新規創業・起業支援補助金</p> <p>【事業内容】 新たに起業する方に対し、起業に係る経費の一部を補助</p> <p>【必要性】 新たに起業する者を支援し、町内産業の振興及び雇用の促進を図るために必要</p> <p>【事業効果】 地域雇用者数の増加、地域経済の活性化が図られる</p>	個人・法人等	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業，情報サービス業等，農林水産物等販売業，旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

近年、情報通信ネットワークの発展により、多くの人々がパソコンやスマートフォンなどから情報の取得や発信を行っており、ライフスタイルに変革が起きています。

本町では、今後、人口減少・少子高齢化が急速に進む中、デジタルによる行政手続き等の推進、行政デジタル化による職員の業務効率化やコスト削減の重要性が高まっています。

そのような中、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対応において、行政分野におけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなり、DX（デジタル・トランスフォーメーション）は自治体・民間含め、課題となっています。

(2) その対策

政府は「デジタル・ガバメント実行計画」を定め、自治体の情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくため、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいくことを方針として決定しました。

本町においても、住民にとってより良いまちづくりを実現し、暮らしの利便性向上を目指すため ICT を積極的に活用した施策を計画・推進していきます。

情報システムにおいて、行政事務の合理化の観点から、国では令和7年度を目標時期として標準化・共通化することとしており、本町においても令和7年度までに総合行政システムの標準化・共通化に取り組みます。

セキュリティ対策は、セキュリティレベルの高い自治体情報セキュリティクラウドを利用し、庁舎内のセキュリティ確保を図り、個人情報等の管理に努めます。

また、住民の利便性向上という観点から行政手続きのオンライン化等の電子行政を推進しながら、デジタルデバイト（情報格差）対策として高齢者等が情報通信機器やサービスの利用方法について、身近な場所で学習が行える機会をつくり、デジタル技術に対応することが難しい町民については、対面での対応を維持していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化 のための施設			
	その他	セキュリティサーバ等整備	町	
		総合行政システム等整備	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特 別事業			
デジタル技術活用	電子行政推進事業 【事業内容】 町民がオンライン申請等ができる環境整備 【必要性】 町民の利便性向上のため必要 【事業効果】 町民の利便性向上が図られる	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備，交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 国・県道

国道・県道の整備については、概ね整備は進んでいるものの幅員の狭小区間があり、その整備促進が必要となっています。

県道については、安全を図るため未改良区間の整備促進が急務となっています。更に、最近では交通量の増加や車両の大型化に伴う舗装の損傷が顕在化してきています。

イ 町道

町道は、住民の通勤・通学・買い物などの社会生活と密接に関係し、日常生活に欠かすことのできない生活道路として広く利用されています。町道整備は、令和元年度末で改良整備率は約89%であり、依然として未整備の部分が残されています。また、過疎化、高齢化が進行する中、道路の通行の妨げとなる草木の伐採については、建設業の減少や作業従事者の高齢化も進行することが危惧されることから、幹線道路や生活道路の維持管理作業を軽減するためのメンテナンスフリー化を促進していく必要があります。また、建設後相当年数を経過し、老朽化した橋りょう及び舗装のひび割れや、わだちが著しいことから、通行の安全を図るための措置が必要です。

ウ 交通機関

本町における地域住民の貴重な公共交通である路線バスは、町内をはじめ近隣市町への通勤・通学・通院などの交通手段として運行されています。しかし、近年における急速な少子高齢化の進展や移動のための交通手段に関する利用者の選考の変化により利用者の減少が続く、路線バスの維持・確保が課題となっています。路線バスは、地域住民の生活に必要な交通手段であることから、運行事業者等と路線バスの利用確保対策を協議し、公共交通機能の充実を図る必要があります。

(2) その対策

ア 国・県道

国道・県道の整備については、町道との総合的な交通施策による連携を図り、地域づくり、まちづくりと連動した整備が必要です。歩道整備や舗装の改修整備については、今後、関係機関と連携を図り早期整備促進を図ります。

イ 町道

地域住民生活に密着した幹線道路・生活道路の交通の円滑化と事故防止に努めるとともに、町民生活の安全を図るため、計画的・効果的・効率的な改良や舗装改修等の整備促進を行い、地域の活性化と日常生活における利便性の向上を図るとともに、道路の草木伐採の負担軽減のための、道路のメンテナンスフリー化や年間を通して道路を良好な状態に保つための、維持管理業務を進めていきます。

また、橋りょうや道路構造物等の点検を定期的に行い、早期に修繕等の対策を計画的に整備することで、施設の長寿命化を図ります。

ウ 交通機関

路線バスは、地域住民の生活に必要な交通手段であることから、今後も運行事業者と連携し利用者の利便性・安全性の向上が図られるよう支援するとともに、利用実態調査やバス利用の啓発を行うなど、運行事業者や近隣市町と安定的な路線確保に向けた取り組みや情報交換に努めます。また、東九州自動車道、大崎 IC 及び野方 IC の活用、観光ルート of 広域的な整備など、路線バスの利用促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保	(1)市町村道 道路	永吉～菱田線 改良舗装 L=4,146 W=6.50～7.50m	町		
		三文字～西迫線 改良舗装 L=510m W=12.00m	町		
		南中組～中村線 改良舗装 L=450m W=6.00m	町		
		水之谷～荒谷線 改良舗装 L=680m W=5.00m	町		
		井俣～茶ノ木線 改良舗装 L=520m W=7.00m	町		
		西迫～神領線 改良舗装 L=450m W=12.00m	町		
		町西～後迫線 改良舗装 L=560m W=12.00m	町		
		角堂～倉元線 改良舗装 L=360m W=6.00m	町		
		横内線 改良舗装 L=630m W=5.00m	町		
		横内～中村線 改良舗装 L=100m W=9.25m	町		
		中尾～山村線 改良舗装 L=500m W=4.00m	町		
		三文字～崎園線 改良改修 L=500m W=6.00m	町		
		益丸～大明橋線 舗装改修 L=2,000m W=7.00m	町		
		持留～中沖線 舗装改修 L=2,000m W=7.00m	町		
		西迫～岡別府線 舗装改修 L=1,500m W=12.00m	町		
		正坂～中沖線 舗装改修 L=500m W=9.25m	町		
		档ヶ山～立山線 舗装改修 L=450m W=5.00m	町		
		中段～下原線 改良舗装 L=1,000m W=9.75m	町		
		梶岡～栗之峰線 舗装改修 L=200m W=6.00m	町		
		岡別府～持留線 舗装改修 L=300m W=6.0m	町		
		胡摩園～地応寺線 舗装改修 L=500m W=4.0m	町		
		小能～正和線 舗装改修 L=1,000m W=7.00m	町		
		諏訪下～在郷線 舗装改修 L=1,200m W=5.00m	町		
		大塚線 改良舗装 L=280m W=4.00m	町		
		船迫牧之内線 舗装改修 L=250m W=5.00m	町		
		松ヶ迫岩弘線 舗装改修 L=250m W=5.00m	町		
	橋りょう	橋りょう点検		町	
		橋りょう長寿命化修繕計画策定		町	
		中沖中橋 L=2.2m W=6.8m		町	
		中諏橋 L=12.9m W=5.9m		町	
		第二崎園橋 L=2.8m W=16.9m		町	
		佐土原橋 L=4.0m W=4.3m		町	
		吹切橋 L=42.7m W=6.2m		町	
牧之内橋 L=5.6m W=5.2m		町			
田畑橋 L=8.4m W=5.6m		町			

	岡別府橋 L=30.5m W=6.2m	町	
	龍相大橋 L=42.0m W=9.2m	町	
	尾迫橋 L=90.0m W=10.8m	町	
	大崎中央大橋 L=280.0m W=10.0m	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	地方公共交通特別対策事業運行費補助金 【事業内容】 公共交通の運行に必要な経費の一部を補助 【必要性】 公共交通の運行を支援し、地域住民の生活に必要な交通手段の確保を図るために必要 【事業効果】 地域住民の福祉の向上が図られる	法人	
	地域間幹線系統確保維持費補助金 【事業内容】 民間廃止バス路線の廃止代替バスの運行に必要な経費の一部を補助 【必要性】 生活交通路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために必要 【事業効果】 地域住民の福祉の向上が図られる	法人	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道

水道普及率が99%を超えた今日、水道は地域そのものと密接不可欠なインフラであり、住民生活や社会経済活動を支えるのに必要な水を安定的に供給することが第一義的役割であることは言うまでもありません。今後、人口減少に伴い給水総量も減少していくことを考慮すれば水道システムの再構築、ダウンサイジングと持続可能な運営基盤の確立が不可欠になっています。

水道施設は、経年とともに老朽化が著しく、安定した給水を維持するためには、更新と維持補修に努めることが必要となっていることから今後は、施設と管路の耐震化を考慮しながら施設の更新を図っていかねばなりません。

イ 下水道

公共下水道は、河川等の水質の浄化や生活環境の改善を図るため、平成8年度に着手し、仮宿地区、横瀬地区を中心に約184haが供用開始されています。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化、地域社会の構造の変化など下水道を取り巻く社会情勢は大きく変化し公共下水道の見直しが急務となったため、経済性に基づいた検討や、本町の財政状況や住民の意向を総合的に判断した結果、平成26年度事業計画変更手続きを行い、全体計画を460haから240haに区域の規模縮小を図りました。

施設については、供用開始後15年以上が経過し大崎クリーンセンター内の設備やマンホールポンプ等の老朽化による修繕や更新に多額の費用が見込まれます。

ウ 廃棄物処理施設

廃棄物は、その発生形態や形状の違いから、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。私たちの日常生活に伴う生ごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物については、再資源化・減量化を推進して最終処分場の延命を図っています。一方、一般廃棄物の再資源化については、民間企業の中間処理施設及び堆肥化施設に処理を委託しています。ごみ処理問題については、広域化の下で施設の大型化を選択する自治体が多い中、本町は莫大な予算を必要とする施設の建設という手段を選択せず、民間施設を有効に活用して、将来の目標「埋め立てごみゼロ」を目指し、「ごみゼロミッション」を推進し、再資源化対策を継続することが重要な課題です。

産業廃棄物については、排出した事業者が自ら処理するという「排出事業者処理責任の原則」があります。建設・農畜産業等に伴って生じる産業廃棄物の処理については、適正な処理がされるよう指導が必要です。

① ごみ処理施設

曾於南部清掃センターの埋め立て処分量は、平成10年にごみの分別収集が開始されてからごみの減量化と再資源化が図られ、最終処分場の延命につながっています。しかしながら、延命化にも限度があるため、再資源化されずに埋め立て処理されているごみの資源化を図る必要があります。

生ごみ等の再資源化施設及び中間処理施設については、民間企業の施設に処理を委託しています。原料リサイクル品として付加価値を高めるため施設のさらなる充実を図る必要があります。

② し尿処理施設

し尿処理は、衛生センターで処理しているが、処理施設の老朽で修繕等による負担金の増額が懸念されます。

エ 消防施設

本町の消防防災業務は、常備消防の大隅曾於地区消防組合と、各地域に組織されている7分団(中央・大丸・菱田・中沖・持留・野方・特設分団)の非常備消防団で組織されており、消防署と連携を図りながら、地域住民が安心して暮らせるよう万一の災害等に対応できる体制を整えています。また、近年、消防団員の就業形態が大きく変わり、昼間の災害活動に出動できる団員が減少していることから、今後も団員の確保は重要な課題となっています。

消防水利や消防資機材などの消防施設については、定期的に点検を行い、火災や自然災害などの非常時に備え年次的に整備していますが、年々施設の老朽化が進み、消火活動等に支障をきたす恐れがあることから、消防力の充実のための機材等の整備が必要となっています。

なお、防災行政無線については、機器等の整備、更新等を実施しながら、引き続き正確で迅速な情報伝達の効率的な整備を図る必要があります。

オ 公営住宅

本町では現在183戸の公営住宅を管理していますが、建設後相当年数を経過していることから、老朽化が進行し、安心・安全な住宅の提供ができているとは言い難い状況になってきています。

カ その他

① 生活雑排水

河川等の水質汚染の一因となっている廃食油は、平成13年度より始まった生ごみの回収とともにリサイクルが行われています。

生活雑排水及びし尿処理については、平成12年度からの合併処理浄化槽設置整備の補助事業導入により、これまで2,100基を超える合併処理浄化槽が設置され、下水道と併せると町内の約7割の家庭が水洗化されています。しかし、まだ約3割の家庭（単独処理浄化槽＋汲み取り等）が未処理のまま河川等に排出しており、河川や海域の水質に大きな影響を及ぼしています。

② がけ地近接等危険住宅

がけ地近接等危険住宅については、これまでがけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建てられた危険住宅を安全な場所への移転を促進するため、啓発及び現地調査等を進めていますが、移転対象となる住宅所有者の高齢化等により、移転経費に対する融資を受けることが困難なことから、補助事業による危険住宅の移転をできないことが考えられます。

③ 集落環境整備

集落内の整備については、総合整備事業や県単独事業を活用し、総合的に集落道や農業用排水路の整備を進めてきましたが、近年の局地的なゲリラ豪雨により想定外の災害が発生したことを踏まえ、多岐にわたり現地の点検診断などを行い、農業生産基盤の保全・整備と安心・安全な生活環境基盤の整備を図ることが必要です。

④ 犬の登録及び予防注射

狂犬病予防法に基づき犬の登録、年1回の狂犬病予防注射及び飼育するにあたってのマナー等、飼育者への啓発を行っています。

本町の登録犬の予防注射率は、概ね90%程度の高い水準で推移していますが、今後も未登録犬、放し飼い、野犬等への対応が課題となっています。

⑤ 都市計画

都市計画区域内の幹線都市計画道路は整備済ですが、その他については未整備の箇所もあるため、定住化促進の観点から浸水対策も含めた市街地周辺の居住環境の整備や住宅建設促進のための整備を図る必要があります。

⑥ 河川

河川は、多様な生物を育む貴重な公共の場であるとともに、地域の風土や文化を形成する重要な要素でもあります。さらには、水と親しむ憩いの場としても重要な役割を果たしています。

本町には、二級河川、準用河川、合わせて9河川が存在しますが、二級河川については、改修済みであるものの、農業形態の変化等により広大な農地から短時間に大量の水が流入することで水位の急上昇が起こり、市街地のほか道路や農地の冠水や堤防決壊の恐れがある危険箇所が見受けられます。また、人が水と親しむ親水護岸整備も数少ないことから、治水、親水の観点から整備を促進する必要があります。

⑦ 土砂災害危険箇所

本町の土質は、特有のシラス土壌の上に形成された黒色火山灰土壌が多く、豪雨のたびに土砂崩壊の災害が発生しやすい現状にあります。特に急傾斜地、土石流危険溪流等の危険箇所に指定されている区域については、住民の財産と生命を守るうえで関連事業を導入し、整備を進めていく必要があります。

⑧ 住環境

過疎化や少子高齢化の進展により、空き家等の危険廃屋が増加しています。廃屋は、住環境・自然環境の景観悪化に加え、台風時の倒壊や火災の危険性もあることから、町民の安心・安全な生活のための取り組みが必要です。

(2) その対策

ア 水道

安全で安心な水の安定した供給を行うために水源の確保、適正な水質管理、地震等の自然災害に強い水道施設を確保するための更新と維持補修を実施します。

さらに、水道事業の健全経営のため漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。

イ 下水道

公共下水道については、平成26年度全体計画を240haに規模縮小したことから新たな地域への管布設の拡大を行うことなく、下水道処理区内への定住促進、企業の誘致など町の活性化計画との連携を取りながら必要な部分について整備を図っていきます。また、規模縮小に伴う水洗化率の低下については合併処理浄化槽のより一層の推進を行います。

大崎クリーンセンター内の設備やマンホールポンプは、老朽化による修繕・更新に多額の費用を要することから、国庫補助事業として対象となるものについては、健全度に関する点検・調査結果に基づき、長寿命化対策に係る計画を策定し計画的に改善を図っていきます。

ウ 廃棄物処理施設

一般廃棄物については、曾於南部清掃センターと民間企業各施設を有効活用し、埋め立てごみの減量化と再資源化のより一層の徹底を図ります。

また、産業廃棄物の適正処理についての事業者の理解を深めるため、県と協力し、指導・啓発及び不法投棄対策の推進に努めます。

① ごみ処理施設

曾於南部清掃センターは、生ごみ等の資源化により、埋め立て処分量が大幅に減少し、施設の延命化が図られています。今後も、粗大ごみで資源化できるものは、中間処理施設で破砕分別処理し、できる限り資源化を行います。また、埋め立て処分をしている一般ごみについても資源化の検討、実施に努め「埋め立てごみゼロ」を目指します。また、生ごみ等の資源ごみ処理については、民間施設に引き続き委託を行っていきます。

資源循環型のまちづくりは、住民の理解と協力が不可欠であり、そのためには環境学習が必要であることから、廃棄物処理施設を活用した環境に対する意識啓発を今後も図っていきます。

② し尿処理施設

し尿処理を行っている衛生センターが老朽化していますが、今後も、修繕等により維持管理に努めます。

エ 消防施設

常備消防については、火災等に対応できる体制を充実する一方、消防機器の整備充実を図ります。また、非常備消防団については、消防力が低下しないよう消防団員確保のための継続的な団員募集・勧誘を行い、団員の資質の向上を図るため団員研修等への参加を積極的に呼びかけ定員確保を図ります。

火災や自然災害等に対応するため、防火水槽や消火栓などの消防水利については、迅速かつ確かな消火活動が行えるように年次的に施設の整備及び拡充を図ります。

さらに、自主防災組織の組織率を高め、育成に努めながら、高齢者、障害者、乳児その他の災害発生時の避難に特に配慮を要する者を含めた地域住民の安心・安全の確保を図ります。

防災行政無線については、正確で迅速な情報伝達に努めるとともに、情報通信技術を活用した防災体制の整備充実を図ります。

オ 公営住宅

安心・安全な住宅環境を維持するため、大崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な修繕や建て替えを実施し、公営住宅のライフサイクルコストの縮減を図ります。

カ その他

① 生活雑排水

河川等の水質汚濁防止や生活環境の改善のため、今後も町民に対し生活排水対策の必要性や浄化槽の維持管理の重要性等について啓発を行い、合併浄化槽設置整備を計画的に実施し、設置基数の増に努めます。

また、本町の生活排水処理基本計画の目標値達成を図るとともに、鹿児島県が示す汚水処理人口普及率の目標値達成に努めます。

② がけ地近接等危険住宅

がけ地近接等危険住宅の居住者ががけ地の崩壊による被害の重大さを理解してもらうために、がけ地に近接している危険な住宅等の移転の必要性の啓発を行い、高齢等の事由により、移転経費の捻出が困難な場合については、その費用負担軽減を図るために、新たな住宅建設によらない移転方法を提案することにより、危険住宅の解消を図ります。

③ 集落環境整備

豪雨による集落内等の冠水被害の発生に備え、農道・集落道、排水路など農業生産基盤と生活環境基盤の点検診断を行い、整備状況を見直し、引き続き総合整備事業や県単独事業を最大限活用した整備に取り組んでいきます。

また、事業化が困難なものについては、生コン等の原材料を支給し、受給者等による直営整備を図っていきます。

④ 犬の登録及び予防注射

今後も、年1回の予防注射の徹底を通じて、飼育者の動物愛護意識の高揚を図り、野良犬の発生を抑制し、引き続き狂犬病の発生防止、及び公衆衛生の向上を図ります。

⑤ 都市計画

都市施設には、道路、公園、上下水道等があるが、住民が快適で潤いのある居住環境の中で生活できるよう整備等を推進するとともに、魅力ある「住みたくなる町」を形成するための快適居住環境の充実を図ります。

⑥ 河川

二級河川に堆積した土砂、草木類の除去を行い河川の流下能力を確保し、護岸、築堤等の改修をはじめ、豪雨時に畑地帯から河川への流出量を調整する施設の整備等による災害に強い河川づくりと併せて、水と親しむ憩いの場として活用できる親水護岸の整備などを関係機関に要望していきます。

⑦ 土砂災害危険箇所

急傾斜地、危険渓流の危険箇所対策については、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等の事業導入を行うとともに危険箇所の整備を図り、安心・安全のまちづくりに努めます。

⑧ 住環境

町民の安心・安全な生活を守り、住環境や自然環境に配慮した良好な景観づくりを促進するための支援を行います。危険家屋等の空き家対策も合わせて取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	ストックマネジメント計画策定業務委託	町	
		大崎処理区 全体計画 A=240ha 変更認可計画	町	
	その他	浄化槽整備事業補助金	町	
	(5) 消防施設			
		耐震性貯水槽(防火水槽)設置事業	町	
		消防車両(小型動力ポンプ付積載車等)整備事業	町	
		消防防災施設整備事業大隅曾於地区消防組合負担金	組合	
	(6) 公営住宅			
		大崎町公営住宅等長寿命化計画変更	町	
		野方住宅長寿命化型改善	町	
		吹切住宅長寿命化型改善	町	
		文化通住宅長寿命化型改善	町	
		正坂住宅長寿命化型改善	町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	環境	資源循環型ごみ分別収集委託料 【事業内容】 資源ごみ等の廃棄物の収集運搬、中間処理を行う 【必要性】 ごみの分別を実施し、適正な処理を行い、埋立処分場の延命化を図るために必要 【事業効果】 ごみの減量化と埋立処分場の延命化が図られる	町	
(8) その他				
	木造住宅耐震診断・耐震補強工事補助金	個人		
	大崎町耐震改修促進計画改定業務	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 高齢者福祉

本町の高齢者は、令和3年3月末現在で5,000人を超えるとともに、高齢化率が40%に迫り、今後更に高齢化率の上昇が見込まれています。2025年には「団塊の世代」が後期高齢（75歳以上）を迎え、医療・介護の需要が益々増加していくことが見込まれます。

このような高齢化社会に対応するため、これまで高齢者等が要介護状態とならないよう介護予防対策を重視し、介護保険制度の下で必要なサービスの実施と高齢者が要介護（要支援）状態となっても住みなれた地域や家庭で自立した生活が送れるような取組みを進めてきました。

さらに、令和3年3月に策定した「大崎町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」においては、高齢者の生活の質の維持・向上及び介護保険財政の安定のために、介護保険サービス、インフォーマルサービス、高齢者自身の取組み等により、高齢者の尊厳ある自立を支援・実現していく「地域包括ケアシステム」を構築するための取組みを本格化することが重要とされました。

イ 児童福祉

全国的に少子化が進むなかで、子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるため、児童手当の支給、子ども医療費助成制度、保育所等の利用料軽減など経済的支援を進め、保護者並びに児童の健康増進と、子どもが健やかに育つ環境の整備が必要です。

現在、町立の各保育所（大崎・菱田・中沖・大丸・野方）は全て民営化され、生活様式の多様化や乳児保育等の保育ニーズに対応できる体制を整え、延長保育促進事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）をはじめ、育児不安等に対応するための地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）を実施していますが、一部施設の老朽化に伴い維持管理費等増加が考えられるため、将来に向けて保護者が安心して預けられるような整備の必要性があると考えられます。

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉

ライフスタイルの変化に伴い、ひとり親家庭等は増加傾向にあります。景気は回復基調ではありますが、本町の多くの家庭は、経済的・精神的に厳しい状況に未だ置かれています。このような家庭に対し、健康保持と生活の安定及び自立への支援対策を講じることで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう施策を推進する必要があります。

エ 障害者福祉

本町における障害者数は、横ばい傾向にあるが、人口比では微増傾向にあり、障害の内容では内部障害・精神障害者数は増加傾向です。一方、知的障害者数は減少傾向にあります。

また、障害者の高齢化、障害の重度化が進んできているなかで、障害者の自立と社会参加、生活の質の向上などの意識が高まってきており、障害者福祉のニーズは多様化してきています。

とりわけ、ノーマライゼーションの理念の下、障害者が地域の中で自立した日常生活・社会生活を営めるよう、福祉・保健・医療・教育など各分野と連携を密にし、地域全体での支援が出来る仕組みづくりが求められていることから障害者の自立と社会参加の一層の促進を図り、障害者に関する総合的な施策を推進する必要があります。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

現在、高齢者福祉については、地域包括支援センターと一体となって高齢者の心身の健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行っており、一定の成果をあげています。今後もさらに各種団体の協力のもと、地域住民による地域の高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、在宅医療・介護連携等の新たな取り組みを進めながら、高齢者の自立支援に資する質の高い必要なサービスを提供できる体制の充実に努めます。

また、介護保険制度も創設以来、サービス利用等について幅広く浸透してきましたが、平成27年4月に大幅な制度改正が行われ、今後も一層の自立支援に向けた適切な介護サービスの提供が必要となっており、利用者が住み慣れた自宅などで、より自立した生活を続けられるように、適正かつ健全に、地域に密着したサービスを提供できるように努めます。

イ 児童福祉

将来、大崎町のまちづくりを担う子どもたちのために、心豊かで健やかに育つ環境づくりと、子どもを安心して生み、子育てに伴う喜びを実感できるような環境づくりを目標に策定した「大崎町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、柔軟な子育て支援に努めます。

そこで、今後の保育所のあり方については、すでに民間移管された保育所へより一層の支援を行うことで、効果的な保育事業を提供できるようにサポートしていくと同時に、認定子ども園への移行促進を図りながら、多様な保育ニーズに応えるべく多面的な保育事業の実施に努めます。

ウ 母子及び父子並び寡婦福祉

ひとり親家庭等の健康保持と生活の安定のための「ひとり親家庭医療費助成事業」や、母子・父子及び寡婦家庭の生活の安定及び自立支援のための生活資金・修業資金・事業資金等を貸し付ける福祉資金貸付制度を活用するとともに、相談業務の充実や町母子寡婦福祉会の会員の連携を強化することで、母子・父子及び寡婦家庭の福祉の向上と経済的自立を促進します。

エ 障害者福祉

個々の障害の種類・区分・程度を詳細に把握し、障害者のニーズに的確に対応した福祉サービスを提供するとともに、障害者の自立と社会参加への機会の確保など「だれもが安心して暮らせる町」の実現に向けた各種施策を展開し、障害者福祉の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	放課後児童健全育成事業	町	
		多子世帯保育料等軽減事業	町	
		障害児保育事業	町	
		延長保育事業	町	
		施設型給付費	町	
	(2)認定子ども園			
		放課後児童健全育成事業	町	
		多子世帯保育料等軽減事業	町	
		地域子育て支援拠点事業	町	
		延長保育事業	町	
		一時預かり事業	町	
		施設型給付費	町	
		児童手当支給事業	町	
	(3)高齢者福祉施設			
	老人福祉センター	老人福祉センター管理委託料	社会福祉 協議会	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	食の自立支援事業 【事業内容】 高齢者のみの世帯等で、日常生活に障害があり、調理等が困難な方を対象に、配食サービスを行う	町	

	<p>【必要性】 食生活の改善及び健康増進と自立生活の維持を図るため必要</p> <p>【事業効果】 自立した生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持, 安否確認など在宅福祉の推進が図られる</p>		
	<p>在宅ねたきり老人等介護手当支給事業</p> <p>【事業内容】 在宅のねたきり高齢者等の介護者に介護手当を支給する</p> <p>【必要性】 在宅のねたきり高齢者等の方が安心して日常生活を送るために必要</p> <p>【事業効果】 介護者への負担減と担い手を確保が図られる</p>	町	
	<p>温泉保養所利用料</p> <p>【事業内容】 温泉保養所利用者に対し利用料を助成する</p> <p>【必要性】 高齢者の健康増進及びコミュニティ等の社会との繋がりづくりのために必要</p> <p>【事業効果】 元気な高齢者の生きがいがづくり, 引きこもり防止が図られる</p>	町	
	<p>はり・灸施術料負担金</p> <p>【事業内容】 はり・灸施術利用者に対し利用料を助成する</p> <p>【必要性】 高齢者の健康増進及び引きこもり防止のために必要</p> <p>【事業効果】 元気な高齢者の生きがいがづくり, 引きこもり防止が図られる</p>	町	
(9) その他			
	曾於地区介護保険組合負担金	町	
	地域包括支援センター運営事業委託料	包括支援センター	
	曾於南部厚生事務組合養護老人ホーム負担金	町	
	シルバー人材センター事業運営補助金	シルバー人材センター	
	老人クラブ育成事業	町	
	緊急通報体制等整備事業	町	
	在宅介護支援センター運営事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

全国的に少子高齢化が進むなか、住み慣れた環境で、安心して暮らすため、自治体の保健衛生の充実や地域住民の地域医療に対する期待は、ますます大きなものになっています。しかしながら、現在、本町の医療施設は内科4施設、歯科5施設と減少傾向にあり、重症患者・救急患者等の大半は近隣市の総合病院に依存しているのが現状で、その件数も年々増加傾向にあります。したがって、曾於医師会立病院をはじめとする近隣市の医療機関における受け入れ態勢のより一層の充実が望まれます。

(2) その対策

- ① 町民の多様なニーズに対応していくために、かかりつけ医・かかりつけ歯科医システムの確立を推進していくと共に、初期救急医療機関である大隅広域夜間急病センターや二次救急医療を担う曾於医師会立病院など、広域での救急医療システムの連携強化に努めます。
- ② 町内の医療機関や曾於医師会などの協力を得ながら、休日の一次救急診療の輪番制を継続して実施していきます。
- ③ 傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るためにドクターヘリなど活用を継続し、医療資源の効率的な活用に努め、医療体制の確保を図ります。
- ④ 災害時や新たな感染症にも対応するため、医療機関や医師会との連携を強化し、緊急時には重症患者の診療等が速やかに実施できるよう体制づくりに努めます。
- ⑤ 産科医や助産師確保対策としては、大隅4市5町保健医療推進協議会の中で、引き続き産科医の人件費補助や助産師確保のための奨学資金支援事業を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	その他	子ども医療費助成事業 【事業内容】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に対し、 医療費の自己負担分を全額助成 【必要性】 子育て世帯の医療費の負担軽減のため必要 【事業効果】 疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康増進が図られるとともに、 子育て世帯の負担軽減にもなる	町	
		予防接種費用助成事業 【事業内容】 特定の予防接種を受ける方に対して、費用の一部を助成する 【必要性】 地域の保健衛生向上のため必要 【事業効果】 特定の疾病の予防と健康増進が図られる	町	
		大隅広域夜間急病センター負担金 【事業内容】 夜間等の救急医療体制の整備 【必要性】 夜間等の診療が可能となる医療施設の確保が必要 【事業効果】 緊急に対応できる体制が確保され、安心して暮らすことができる	鹿屋市医師会	
		曾於地域救急医療分担金 【事業内容】 夜間等の救急医療体制の整備 【必要性】 夜間等の診療が可能となる医療施設の確保が必要 【事業効果】 緊急に対応できる体制が確保され、安心して暮らすことができる	曾於医師会	
	(4) その他			
		共同利用型病院運営事業補助金	曾於医師会	
	在宅当番医制事業委託金	曾於医師会		
	特定健診及び各種がん検診	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

現在、我が国は、少子高齢化による生産年齢人口の減少やグローバル化の進展・絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境等が急激に変化しています。

このような中、将来を担う子供たちには、こうした変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、社会を生き抜いていく力を身に付けることが求められています。

このため、学校教育においては、子供たちが新しい時代を生きる上で必要となる資質や能力を育むための質の高い教育を推進していくことがますます重要になっています。

そのためにも、知の教育、知り・分かり・出来る喜びを享受させること、自分らしさを追求させること、生き方についての教育、個の確立と自己を正しく主張することのできる人間の基礎教育、コミュニケーション能力の育成、地域を生きる人間の教育、学び方の学習、情報社会を生きる人間の教育、上級学校への進学準備教育が必要となります。

学校施設については、校舎や屋内運動場等の老朽化対策を進め、あわせて ICT 機器等の充実を図ることにより、学校環境の整備に努める必要があります。

イ 生涯学習社会における社会教育

近年の社会情勢の変化の中で、人々の価値観は多様化・多元化し、人間関係が希薄化していくなかで、自己の生活向上を図るため、自発的意思に基づいて必要に応じ、自分に適した手段や方法を自ら選びながら、それぞれの環境との相互接触により生涯を通じて行う生涯学習が必要とされます。

今後、人とのつながりや出会いの場の提供をより一層推進し、学んだことがボランティア活動や地域社会の発展などに活かされ、適正に評価される社会の構築を図ることや一人ひとりが学びを通して、生きがいの創出につなげることが重要です。

① 青少年教育

近年、青少年による凶悪事件の発生や頻発する子供への虐待、有害情報の氾濫、コミュニティサイト等による犯罪被害やネットいじめ、過度のネット依存による社会性の欠如など、青少年に関する諸問題は依然として厳しい状況が続いています。

また、少子・高齢化の進行や核家族化、厳しい雇用情勢、経済のグローバル化、情報化の進展等により、青少年の社会的自立の遅れや雇用形態の多様化、不登校やひきこもり、ニート、フリーターなど社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子供・若者の増加なども解決すべき課題となっています。

② 成人教育

成人教育は、学歴に関係なく自発的な学習意欲に基づき、新たな知識や技術を取得したり、教養を高めたり生活課題に取り組む活動が必要とされ、個人の向上と幸福にもつながります。今後は、個人の新たな生きがいくりと、学びの継続を図るとともに、地域を活性化させる推進役としての役割を担うことが望まれます。

③ 家庭教育

核家族化、少子化、地域における地縁的な繋がり希薄化等により、家庭教育力の低下や「子育ての危機」が各種調査等から指摘され、育児の不安から児童虐待へ発展し子供の人権をおびやかす大きな社会問題となっています。家庭は、子供に社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を形成するうえで重要な生活空間であり、全ての教育の出発点です。

④ 人権教育

人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子高齢化等により、急激に社会情勢が変化中、インターネットによる人権侵害、外国人の人権問題、子供の人権問題、障害のある人や高齢者等の人権問題等が後を絶たず発生しています。このような中で、住民一人ひとりが、人権問題に気づき・学び・行動するための施策や研修・啓発を積極的に取り組み、人権文化の息づくまちづくりを推進する必要があります。

⑤ 生涯スポーツ

社会情勢の変化に伴い、運動をする機会が少なくなり、健康保持や体力増進のため気軽に参加できるレクリエーションスポーツの推進が必要となっており、生涯スポーツ活動の持つ意義や役割は非常に大きくなります。

⑥ 公民館活動

個々の生活の多様性や少子高齢化に伴う集落加入者の減により、各集落機能の維持が困難な状態が懸念される中、中央公民館と6地区校区公民館との連携を図り、生涯学習の観点にたった地域住民のスポーツ活動・文化活動・レクリエーション活動・ボランティア活動などの場を提供し、地域住民とのふれあいを大切にしながら活性化を図ることが重要です。

⑦ 図書館

子供の読書意欲を喚起することを目的に、幼児や小学生を対象とした読書教室などに取り組み、学校等の団体貸し出しや高齢者等への宅配など様々な活動を展開し読書活動の充実に努めてきました。

しかし、携帯電話やパソコンの普及により学校年齢が進むにつれて、子供の「読書離れ」「活字離れ」の傾向が進み、子供が自ら考えて判断する能力や表現力の低下、さらには学力への影響が懸念されます。

(2) その対策

ア 学校教育

本町の教育は、「規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育」「能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育」「信頼される学校づくり」「地域全体で子供を守り育てる環境づくり」「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を推進し、個に応じたきめ細やかな指導により児童生徒の育成に努めます。

また、学校施設は、学齢期の子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時における地域住民の避難場所として利用される地域の防災拠点でもあるため、計画的な施設の老朽化対策等に努めるとともに、住民とのふれあいや交流を目的とした地域に開かれた学校づくりの推進を図ります。

① 学校教育の充実

郷土を愛し、人間性豊かで、心身ともに健康な自己実現をめざす人づくりに努め、児童生徒の自立に向けた学力・体力・気力づくりを進め、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質や能力の育成を重視し、個性を生かし、「生きる力」を育む教育を充実するとともに、「心を育てる場」としてその役割を見直し、「心の教育」を充実します。

また、家庭・地域・企業等が教育の重要性を理解し、それぞれの教育力の向上を図り、学校を支援する「学校応援団事業」を推進し、地域住民とのふれあい活動を重視した郷土教育等を推進します。

② 生徒指導の充実

生徒指導は、表面的に現れた問題行動等に目を奪われることなく、子供たちの内面や心にしっかり目を向けるとともに、日頃から一人ひとりの子供の良さを理解し、子供自身がそれに気付き、自ら伸ばしていくことができるような開発的・予防的な支援を重視し、授業や特別活動等のすべての教育活動において、すべての教職員がすべての子供たちに対して、計画的・組織的に指導・支援を行います。

いじめや不登校、暴力行為等の問題については、教育相談や教職員研修の充実を図り、全教職員が問題の重大性を的確に把握・認識し、一体となって取り組むとともに、幼・保・

小・中の連携と家庭や関係機関との連携を密にして、未然防止と問題発生時の早期発見・早期解決に努めます。

③ 学校保健・安全教育の充実

児童生徒の健康・体力の保持増進を図り、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行い、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成します。

④ 人権同和教育の充実

学校や家庭、地域社会と連携して、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権教育の推進・充実に努めます。

⑤ 施設設備の充実

学校施設は、児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っていますが、施設の老朽化が進んでいるため、太陽光発電の導入をはじめとするエコ改修や地域材等の木材利用の推進、バリアフリー化、余裕教室の有効活用などを推進します。

イ 生涯学習社会における社会教育

「学ぶ」ということは日常の中であって、実はとても身近な存在であり、今まで知らなかったこと、何気なく過ぎていたことが、何かのきっかけで「点が線に、そして面に、立体へ」と、次々と意味を持って繋がる時、「発見と共に感動」を、「体験と共に実感」を、自身のものとするのが出来ます。

この「驚き、発見」が、全ての学びのはじまりであり、「興味、関心」、そして「観察、記録、探究」から「実現、伝達」へと広がっていきます。集い、学び、結びながら、一人ひとりのさまざまな活動のプロセスが自己実現へと変わっていく瞬間こそ、生涯学習の醍醐味です。

これらを実現するために、それぞれの世代や分野で総合的な活動が実施できるよう努めます。

① 青少年教育

大崎町のめざす将来像「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」の実現に向け、「子どもの夢を育むまちをつくる」を重点目標として、緑豊かな大地とおおらかな人間味あふれる教育的風土を生かし、「おおらか・さわやか・きわやかな大崎の教育」をキャッチフレーズに、青少年が社会的に自立した個人として成長していけるよう、家庭・学校はもとより職場・地域・民間団体等と協力・連携をしながら、多様な体験活動と学びによる共同体験・共有体験・成功体験・失敗体験を意図的・計画的に提供し、望ましい人間関係の育成・自立した人間の育成や規範意識の醸成を図るとともに、家族で地域の行事に積極的に参加できる環境づくりに努めます。

② 成人教育

成人教育においては、世代間交流や地域交流などをはじめ、新たな知識や技術を習得したり、教養を高めたり生活課題に取り組む活動などの学習ニーズに対応した学びや活動の場の提供と情報の提供を行い、主体的に企画立案したプログラムを展開できるように、自主的なプログラム活動を支援しながら環境づくりを図ります。

③ 家庭教育

家庭教育は、親や、その他の保護者が子供に対して行う教育のことで、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子供心の拠り所となります。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うことから、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものを家庭教育の基礎とし支援していく施策の推進を図ります。

④ 人権教育

住民が人権意識や人権感覚を日常生活の中で身に付けることができるよう、広く人権問題について学習する場の提供や啓発資料等の配布などを行い、住民一人ひとりの人権が尊重され、自由・平等であり、お互いの違いを知り認め合い、共に助け合う精神と差別や人権侵害のない社会を構築するために日々の生活の中に十分浸透させていくことのできる施策を住民とともに推進します。

⑤ 生涯スポーツ

すべての住民が生涯にわたって、体力・年齢・技術・目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるようにするため、スポーツ推進員を中心にスポーツ関係団体等と協力して、住民がスポーツ活動に参加できる機会の提供に努めます。

また、既存のスポーツ施設の適切な維持管理と充実を図るとともに、学校開放などによる有効活用に努めます。

⑥ 公民館活動

地区公民分館は、地域内の自治公民館を統括する身近な組織であり、地域住民の分館活動への参加促進を促すと共に、生涯学習の観点にたった自主活動や地域活動の拠点です。

中央公民館は、地区公民分館との連携を図り事業の支援や協力・情報の提供・施設の積極的な利用促進と地域の人材育成に努めるとともに、公民館活動の活性化と安心・安全な地域づくりを図ります。

⑦ 図書館

町立図書館が住民の学習支援・地域の課題解決を支援する館として、県立図書館や大隅広域図書館ネットワーク化事業での各公共図書館との連携を構築し、ボランティアグループの育成・親子読書グループの育成を図りながら、情報提供や利用者に対する支援を行い、住民が知識と情報を得るための拠点としての機能を高めることが重要です。また、電子図書などの情報化の進展が、活字文化にどのような影響を及ぼすのかなど、住民に「役立つ図書館」の環境づくりに努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	菱田小学校校舎 大規模設計業務	町	
		菱田小学校校舎 大規模改造改修工事	町	
	屋内運動場	菱田小学校屋内運動場 大規模改造改修工事	町	
	水泳プール	小学校プール改修工事	町	
	その他	菱田小学校便所棟 大規模改造改修工事	町	
		全校 特別教室等空調設備設置工事	町	
	(3) 集会施設, 体育施設等			
	体育施設	大崎町総合体育館大規模改修工事	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
その他	学校給食費補助金 【事業内容】 地産地消推進による地元食材購入及び給食費の補助 【必要性】 地域経済の活性化と保護者の学校給食費の負担軽減のために必要 【事業効果】 子育て支援が拡充され、地場産物の活用促進も図られる	運営委員会		

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

本町は、100.67 km²の土地を有し、南部を国道 220 号と 448 号、北部を東九州自動車道と国道 269 号が横断し、県道 7 路線が縦軸として連絡し、町道・農道と結ばれ細部の交通網として形成されています。

現在、本町には 142 の自治公民館があり、およそ 4,500 世帯の方々が自治公民館長を中心に地域独自の伝統芸能や歴史・文化財の保護、地域ボランティア活動による地域内道路清掃や森林、農地等の公益的機関の維持に努めています。

しかしながら、近年、地域コミュニケーションへの希薄化が進むとともに、若年層の流出による人口の減少や、高齢化の一層の進展などによる担い手不足などから自治公民館活動の機能低下が見受けられます。特に農村部においては、農業後継者の減少とともに自治公民館の規模は縮小し、広範囲において高齢者により形成された少数の自治公民館が点在し地域コミュニティ活動に弊害が生じています。

(2) その対策

住民が安心して安全な暮らしを確実なものにしていくためには、自治公民館の活力を維持・向上していくことが重要です。そのため自治公民館による内発的な地域づくりを図りながら各種補助事業により地域コミュニティ活動を支援します。

また、UIJ ターン推進や人口流出防止のための住宅整備を行い、地域コミュニティ活動の必要性を説きながら自治公民館加入促進を図っていきます。

自治公民館の統廃合については、組織の形態が歴史的背景等複雑な事情により成り立っており、統廃合は住民の意志を尊重し慎重に対応していくことが重要です。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備	自治公民館運営補助事業 【事業内容】 自治公民館運営の健全育成強化並びに行政連絡の円滑化の促進に寄与するため、財政的に支援 【必要性】 地域コミュニティ活動能力の強化に必要 【事業効果】 自治公民館運営の維持・強化により、地域振興が図られる	自治公民館	
		自治公民館活性化事業 【事業内容】 自治公民館が実施するボランティア活動、文化・芸能保存伝承活動等に対して財政的に支援 【必要性】 自治公民館の活性化のために必要 【事業効果】 自治公民館の活性化が図られる	自治公民館	
		自治公民館建設事業 【事業内容】 自治公民館建設を行う自治公民館に対して財政的に支援 【必要性】 自治の活動拠点を整備するために必要 【事業効果】 公共の利益増進と自治の振興が図られ、社会教育の諸活動が促進される。	自治公民館	
		自治公民館長研修事業 【事業内容】 自治公民館長に対して研修を行う 【必要性】 各自治公民館の課題解決を行うため必要 【事業効果】 研修や情報交換を通じて、地域のリーダーを育成し、課題解決及び地域振興が図られる	自治公民館	

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

郷土の生活文化は、長い年月をかけて作り上げられた自然環境と、その中で生きてきた先人の知恵や努力、あるいは感性などが積み重なって形成されたものです。地域の活性化を図るためには、地域住民が郷土のことについて関心を持ち、郷土を愛する心が不可欠です。

郷土文化について再発見・再認識を促すために、郷土のことについて学習できる環境を整備するとともに、地域に根付いた文化活動を展開できる場を提供していく必要があります。

ア 芸術文化

芸術文化に触れることにより、文化意識の高揚・青少年の健全育成と同時に創造的で文化的な表現活動をとおして自己発見・自己実現を図ることができる環境を構築することが望まれますが、高齢化により文化協会加盟団体数及び構成員数の減少傾向が見られます。

また、郷土の伝統文化については地域住民が相互交流を図る場でもあるので、将来に向けて、保存・継承していく必要があります。

イ 文化財

文化財の保護を進めるとともに、必要な保存処理を行い、後世に貴重な資料を残すような取り組みが求められます。特に各種開発事業に対して、文化財の範囲・性格を明らかにし、文化財保護法に基づく適切な対策を講じる体制づくりが必要です。また、調査研究によって郷土の歴史の解明をし、得られた情報を地域住民に周知する必要があります。

(2) その対策

郷土の風土を学び、歴史の中で培われた貴重な郷土の生活文化を次世代に引き継ぐため、郷土の歴史的文化遺産や伝統文化等の調査、記録、保存及び活用を図ります。また、郷土に根ざした文化活動の展開を図ります。

ア 芸術文化

住民が優れた芸術文化に触れ、自ら新たな芸術文化を創造していく環境の醸成を図る観点から、芸術鑑賞会や文化団体の育成・人材の発掘と育成を図り、幅広い分野で文化活動を推進します。また、地域に根ざした文化や伝統を大切にしながら地域文化の振興と、社会全体で芸術文化に親しみ心豊かな生活や活力ある社会の実現を図ります。

イ 文化財

有形文化財，無形文化財，民俗文化財，記念物，文化的景観，埋蔵文化財といった各種文化財の分野での調査・研究を行い，必要な保護措置あるいは保存，記録等を講じます。

また，そのための調査研究体制の充実，人材の発掘と育成を図ります。

更には，保存・記録した結果を公開・活用することによって，郷土学習の充実を図るため，文化財の展示や史跡めぐり，生活体験学習など，文化財に親しみながら先人たちの生き方を学び，郷土に対する関心を深める活動を展開します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(3) その他			
		町内遺跡発掘調査等事業	町	
		町史編纂関係事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

国内外において、気候変動の影響による災害が頻発化している状況及び脱炭素化への動きを考えると、地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギーの導入拡大に向け、企業・住民ともに行う脱炭素社会に向けた取組が必要です。

二酸化炭素の排出を抑制するために、二酸化炭素をほとんど排出しない太陽光等の再生可能エネルギーの導入、普及を推進する必要があるため、導入するには景観の保全などの配慮が必要となります。また、太陽光発電設備の設置については、排水対策・土砂流出などに十分配慮し、地元住民の理解を得ることが必要です。

(2) その対策

公共施設の新設、改修に当たっては、再生可能エネルギーの導入に努め、施設の維持管理におけるエネルギー消費量の抑制を図ります。

再生可能エネルギー発電設備を普及する中で、適切な管理、地元住民への説明等、円滑な設置が行われるように努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
		公共施設再生可能エネルギー設備等導入事業	町	
		再生可能エネルギーの普及啓発及び導入に関する検討事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

住民参加について少子高齢化、人口減少、産業・経済発展による都市化の進展などにより、隣人や地域とのつながりが希薄となり、その結果、これまで地域社会を支えてきた自治公民館は、加入率の低下や活動の担い手となる役員の確保が困難になるなど、組織としての機能が低下しつつあり、地域住民も価値観や課題を共有していくことが困難になってきています。また、住民の生活様式や情報・交通手段の発達による生活圏の拡大により、地域が抱える課題は、複雑化・多様化しており、住民も行政も自分たちだけで解決できない課題が増えてきています。

このような状況の中で、他地域との差異性、独自性を保ち、魅力あるまちづくりを進めるためには、「公共サービスは行政が担うもの」という従来の考え方を見直し、住民と行政が一体となり、役割分担しながら公益を増進していく新たな仕組みが必要です。また、地域の特性を生かした「地域が自ら考え自ら行う地方自治」への転換が重要となってきます。

そのためには、住民そのものが自立し、また自立するための促進施策を講じる必要があります。その原動力となるものは、「ひと」であり、「ひと」と「ひと」を結びつけることで住民が一体となって「大崎町らしさ」の創造に努める必要があります。

また、自立した住民のための地方自治を構築するために、住民が地域づくりや行政施策等に参加しやすい環境を形成していくことが重要です。

(2) その対策

地域が自立し、「大崎町らしさ」を確立するために必要不可欠な「ひと」を育成し、さらなる向上を図るため、人材育成基金等を活用などにより、各種研修の計画時点から参加、及び語り合いの機会の提供を積極的に進めるなど、町民一人ひとりの資質の向上に努めます。

また、住民と行政が問題意識を共有し、活発な意見交換を行い、相互理解を深められるような機会を設け、行政に対する住民ニーズを的確に把握し、住民の声を行政に十分反映させられる仕組みを確立するとともに、自ら考え自ら行う地域づくりにつながる事業・活動を支援し、住民と行政が一体となった住民参加のまちづくりを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持 続発展に関し必要な 事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		若者チャレンジ補助金 【事業内容】 夢にチャレンジする若者に対して財政的に支援 【必要性】 若者の夢へのチャレンジ精神を育む環境づくりのため必要 【事業効果】 次世代を担う人材の育成及び若者の健全な育成の推進を図る	個人	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大崎町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

事業計画（令和3年度～7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進空き家リフォーム促進事業補助金	個人	住環境の向上及び定住促進並びに地域経済活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		定住住宅取得補助金	個人	定住促進が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		定住促進賃貸住宅家賃補助金	個人	定住促進が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		宅地流動化促進事業補助金	個人	定住促進、地域の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
	人材育成	人材育成基金事業補助金（一般）	個人	次世代の担い手育成、地域活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
人材育成基金事業補助金（産業育成）		個人	次世代の担い手育成、地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	商業支援対策事業補助金	商工会	商工事業者の経営改善、地域経済活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		商工会イベント事業補助金	商工会	地域経済活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		空き店舗対策事業補助金	個人・法人等	地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
	観光	ふれあいフェスタ補助金	実行委員会	交流人口の増加、地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		スポーツ合宿等奨励金	個人・法人等	交流人口の増加、地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		大崎町陸上競技の聖地創り実行委員会補助金	実行委員会	交流人口の増加、地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
	その他	新規創業・起業支援補助金	個人・法人等	地域雇用者数の増加、地域経済の活性化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
	3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
デジタル技術活用		電子行政推進事業	町	町民の利便性向上が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	地方公共交通特別対策事業運行費補助金	町	地域住民の福祉の向上が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
		地域間幹線系統確保維持費補助金	町	地域住民の福祉の向上が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	資源循環型ごみ分別収集委託料	町	ごみの減量化と埋立処分場の延命化が図られることで、施策の効果は将来に及ぶ
6 子育て環境の確保	(8) 過疎地域持続的			

保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	食の自立支援事業	町	自立した生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持, 安否確認など在宅福祉の推進が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		在宅ねたきり老人等介護手当支給事業	町	介護者への負担減と担い手を確保が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		温泉保養所利用料	町	元気な高齢者の生きがいがづくり, 引きこもり防止が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		はり・灸施術料負担金	町	元気な高齢者の生きがいがづくり, 引きこもり防止が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	子ども医療費助成事業	町	疾病の早期発見と早期治療を促進し, 健康増進が図られるとともに, 子育て世帯の負担軽減にもなることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		予防接種費用助成事業	町	特定の疾病の予防と健康増進が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		大隅広域夜間急病センター負担金	鹿屋市医師会	緊急に対応できる体制が確保され, 安心して暮らすことができることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		曾於地域救急医療分担金	曾於医師会	緊急に対応できる体制が確保され, 安心して暮らすことができることで, 施策の効果は将来に及ぶ
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	学校給食費補助金	運営委員会	子育て支援が拡充され, 地場産物の活用促進も図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	自治公民館運営補助事業	自治公民館	自治公民館運営の維持・強化により, 地域振興が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		自治公民館活性化事業	自治公民館	自治公民館の活性化が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ
		自治公民館建設事業	自治公民館	公共の利益増進と自治の振興が図られ, 社会教育の諸活動が促進されることで, 施策の効果は将来に及ぶ
自治公民館長研修事業		自治公民館	研修や情報交換を通じて, 地域のリーダーを育成し, 課題解決及び地域振興が図られることで, 施策の効果は将来に及ぶ	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		若者チャレンジ補助金	個人	次世代を担う人材の育成及び若者の健全な育成の推進を図ることで, 施策の効果は将来に及ぶ

